

7 月上旬号  
2012 年

# 国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次）〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階 文化国際課内  
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

## 外国居民办理手续将改变

外国居民将和日本人同样，从东大阪市搬迁到其他市町村时，需要办理住址变更申报。

在办理住址变更申报时，请携带迁出全体成员的外国人登录证(特别永住者证或是在留卡)。

### 请确认外国人登录证的有效期限

#### 《特别永住者》

有效期限截至下次确认(更换)申请期限的生日第一天与 2015 年 7 月 8 日二者的较晚之日。有效期限的 2 个月之前到截止日之间可去市民课或是行政服务中心办理更新手续。请携带一张 3cm×4cm 的证明用照片。

未满 16 岁者到 16 岁生日之前有效。

#### 《永住者》

2015 年 7 月 8 日之前有效。有效期限的 2 个月之前到截止日之间请去入国管理局办理更新手续。

详细内容请向外国人在留综合服务中心确认(0570-013904)。未满 16 岁者，有效日期截至 16 岁生日与 2015 年 7 月 8 日二者之较早日期。

#### 《中长期在留者》

除去一部分的人在留期限之前有效。去入国管理局办理在留期限更新时，会被交付新的「在留卡」。

未满 16 岁者，有效日期截至 16 岁生日与 2015 年 7 月 8 日二者之较早日期。

询问处:市民课 TEL 06-4309-3164 / FAX 06-4309-3803

## 国民年金保险费的减免申请从 7 月 2 日开始

生活在日本的满 20 岁以上 60 岁未滿的所有人都必须加入国民年金，并且必须缴纳 25 年以上保险费包括被免除时期，将来可以领取基础年金。

### 【7 月 2 日开始受理免除申请】

申请时虽然可以办理延续，但是因为每年都会有审查，如果收入有变化，必须每年都要办理申请手续。希望办理免除的人请提出申请。另外，7 月份也办理 2011 年度的免除申请。

## 外国人住民の手続きが変わります

外国人住民も日本人と同様、東大阪市から他市町村へ転出する場合、転出届をする必要があります。

なお、届出の際は、引越する方全員の外国人登録証明書とくべつえいじゆうしやしやしょうめいしよまたざいりゆう(特別永住者証明書又は在留カード)をお持ちください。

### 外国人登録証明書の有効期限の確認を

#### 《特別永住者》

次回確認(切替)申請期間の初日(誕生日)または平成 27 年 7 月 8 日のいずれか遅い日まで有効です。有効期限の 2 か月前から有効期限までの間に市民課または行政サービスセンターで更新の手続きをしてください。その際は 3cm×4cm の証明写真 1 枚が必要です。

なお、16 歳未滿の方は、16 歳の誕生日まで有効です。

#### 《永住者》

平成 27 年 7 月 8 日まで有効です。有効期限の 2 か月前から有効期限までの間に入国管理局で更新の手続きをして下さい。

詳しくは外国人在留総合インフォメーションセンター(0570-013904)でご確認ください。なお、16 歳未滿の方は、16 歳の誕生日または平成 27 年 7 月 8 日のいずれか早い日まで有効です。

#### 《中长期在留者》

一部の方を除き在留期限まで有効です。入国管理局で、在留期間の延長が行われると、新しい「在留カード」が交付されます。

なお、16 歳未滿の方は、在留期限または、16 歳の誕生日のいずれか早い日まで有効です。

問い合わせ先:市民課

## 国民年金保険料 免除申請は 7 月 2 日から

日本に住んでいる 20 歳以上 60 歳未滿のすべての方が加入しなければならぬ国民年金は、25 年以上保険料を納付または、免除されていると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができます。

### 【免除申請は 7 月 2 日から受付】

申請は、継続の手続きができますが、毎年審査するため、所得に変動がある方は毎年申請が必要です。希望者は申請してください。なお、平成 23 年度分についても 7 月中は受け付けます。



<p><b>【免除期間・対象】</b></p> <p>免除期間が 7 月(或是这一年度中加入国民年金の月)開始に第二年度の 6 月為止。</p> <p>免除対象必須は、申請者及配偶、戸主在前一年中の収入分別都低于一定的基準時。</p> <p><b>【申請方法】</b></p> <p>請攜帶年金手冊等記載有基礎年金號碼の資料、圖章、去國民年金課或是行政服務中心提出申請。</p>	<p>めんじょきかん たいしやう <b>【免除期間・対象】</b></p> <p>めんじょきかん がつ とうがいねんどちゆう こくみんねんきんかにゆうづき 免除期間は、7月(または当該年度中の国民年金加入月)から翌年6月までです。</p> <p>めんじょ たいしやう しんせいしゃ はいぐうしゃ せたいぬし ぜんねんちゆう 免除の対象は、申請者および配偶者、世帯主の前年中の所得が、それぞれ一定の基準以下の場合などです。</p> <p>しんせいほうほう <b>【申請方法】</b></p> <p>ねんきんてちゆう き そねんきんばんごう いんかん も 年金手帳など基礎年金番号がわかるものと印鑑を持って、 こくみんねんきんか きやうせい しんせい くだ 国民年金課または行政サービスセンターで申請して下さい。</p>
<p>詢問處：國民年金課 TEL 06-4309-3165/FAX 06-4309-3805</p>	<p>といあわ さき こくみんねんきんか 問合せ先：國民年金課</p>

# 大阪生活指南

## III-3 用水

在日本，包括大阪在内自来水可直接饮用。在搬入处使用水管道需要提出申请。

### 1. 申請

家门上挂着使用开始卡，请将上面的“使用者号码”打电话告诉水道部（局）。得到通知后，工作人员会去开栓。联系后到使用开始最长需要 4 天，因此请尽早申请。也有些居民楼或公寓由管理委员会或房东负责水管道的管理及办理手续。

### 2. 費用

水费是由基本使用费与由用水量算出的费用两项构成的。水费单通常是将两个月的水费加在一起，两个月邮寄一次。支付有多种方式，可以去役所的窗口支付、账户自动转账、去金融机构电汇，有些市町村还可以去便利店支付。要注意，拖欠水费有可能会被停止供水。

下水道齐备的地区，下水道使用费也会与水费一起征收。集体住宅一般由管理委员会或房东计算各户的使用量收取水费。

### 3. 冬季注意事項

冬季极冷的日子，水管道会被冻裂。需要采取夜间少量放水等对策。

<摘自大阪府国际交流財団 OFIX 网页「大阪生活指南」>  
<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

## III-3 水道

大阪を含む日本の水道水は飲むことができます。引っ越した先で水道を利用するには申し込みが必要です。

### 1. 申し込み

あなたの家の玄関のドアなどに使用開始カードがついています。その「使用者番号」を市町村の水道部（局）に連絡して下さい。連絡後、係員が出向いて開栓します。連絡してから使用開始まで最長 4 日ほどかかりますので早めに申し込んで下さい。マンションや賃貸アパートでは、管理組合や家主が水道の管理や手続きをすることもあります。

### 2. 料金

水道料金は、基本料金と使用量に比例した料金とで構成されています。請求書は通常 2 カ月に 1 回、2 カ月分まとめて郵送されます。支払いは役所の窓口、口座引き落とし、金融機関での振込みや、市町村によってはコンビニエンスストアでできます。支払いが滞った場合、水道を止められることがありますので注意しましょう。

下水道が整備されている場合、下水道料金も合わせて徴収されます。集合住宅の場合は、管理組合や家主が各戸の使用量を計算して請求する場合があります。

### 3. 冬場の注意

冬の寒い日には水道管が凍って破裂することがあります。夜間少量の水を流すなど対策が必要です。

<大阪府国際交流財団 OFIX HP「大阪生活必携」より>  
<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

<p>东大阪市国際情報广场</p>	<p>提供行政信息、咨询指南等。严守秘密。免费咨询。 日本語、英語、韓国・朝鮮語、中文</p>	<p>Tel 06-4309-3311 Fax 06-4309-3823</p>
<p>大阪府外国人情報处</p>	<p>英語、韓国・朝鮮語、中文、西班牙语、葡萄牙语、菲律宾语、越南语、泰语</p>	<p>Tel 06-6941-2297</p>

